

子育てのための施設等利用給付認定について

この認定は、幼稚園（私学助成幼稚園）の保育料や、幼稚園・認定こども園で実施する預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児病後児保育）の利用料を無償化の対象とするために必要な認定です。

※いわゆる「新1号」・「新2号」・「新3号」認定のことを指します。

下記の①・②の表のいずれかに該当し、該当施設の利用料の無償化を希望される場合は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための申請をする必要があります。

① 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育

② 認可外保育施設等

一時預かり事業、病児・病後児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業※送迎のみは不可

この認定は、児童の年齢、保育の必要性【2】の有無、利用施設によって区分されます。

認定区分	対象となる児童	保育の必要性の認定	利用施設
新1号	満3歳～5歳児クラスの児童	不要	私学助成幼稚園
新2号	3歳児～5歳児クラスの児童	必要	新制度移行幼稚園・認定こども園・私学助成幼稚園の預かり保育、 認可外保育施設等※②参照
新3号	0歳児～2歳児クラスの 市民税非課税世帯の児童		

利用料の無償化の金額は、お子さんの年齢や利用施設やサービス、世帯の市民税の課税状況に応じて上限額が決定されます。【7】

1 申請の方法と注意点

施設やサービスの利用開始日の前月末日までに保育課へ申請が必要です。

下記の必要書類を不備なく全て受け付けした日以降の認定とします。受理日よりさかのぼっての認定はできません。

認定区分	必要書類・注意事項	申請書提出先
新1号	子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書	利用施設
新2号 新3号	○子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書 ○保護者いずれもの保育を必要とする事由が分かる書類【3】 ■育児休業中の方は、新規に「就労（育児休業）」の要件で新2号、新3号の認定を受けることはできません。 ■ひとり親世帯等に該当する方は「ひとり親世帯に関する申立書」に併せて証明書類を提出してください。【3】	幼稚園・認定こども園 施設利用前 ⇒ 利用施設 施設利用後 ⇒ 保育課 認可外施設等 ⇒ 保育課

保育課への提出は、利用開始日の前月末日が土・日、祝日、年末年始の場合は、その直前の開庁日が締め切りとなります。施設でとりまとめの場合は、別途施設が決めた締切日に従ってください。

2 保育の必要性

保護者のいずれもが、【3】の保育を必要とする事由に該当する場合に、市が保育の必要性を認定します。

認定後も保育の必要性が継続している必要があります。認定を受けた方には、年に一度、保育の必要性が継続しているかの確認のため、現況調査を行います。

3 保育を必要とする事由と必要添付書類等

保育を必要とする事由	保護者の状況	認定の有効期間	必要添付書類（詳細は申請書裏面）
就労 勤務形態・場所を問わず、月64時間以上の就労	・雇用されている ・内定状態 ・育児休業中	最長、 就学前まで	●「③就労証明書」※証明日が令和7年8月1日以降のもの ・就労先に依頼し、就労先の担当者が記載したもの ・育児休業中の場合は、「⑩復職済証明書」の提出が必要 ・内定状態の場合は就労開始日から認定
	・父母自身または祖父母が代表者である会社等に雇用されている ・自営業 ・自営業補助	自営業証明書類 詳細は下記 QR コードをご確認ください 	●「③就労証明書」※証明日が令和7年8月1日以降のもの ●以下の「自営を証明する書類」の写し1点以上 ・自営：直近の確定申告書や開業届（初年度のみ）税務署への提出日が分かるもの、営業許可証（初年度のみ）自営代表者の記名があるもの等 ・代表者：登記事項証明書等※会社の代表者氏名が分かるもの
求職・起業準備	・求職活動中 ・起業（開業）準備中	60 日を経過する日が属する月の月末	●「④求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書」 ・「起業（開業）に向けた準備状況を確認できる書類」がある場合は添付 ・60 日を経過する日が属する月の翌月 1 日までに就労を開始する必要があります。
妊娠・出産	妊娠・出産予定がある	産前産後期間	●「⑨－2 出産予定連絡票（施設等利用給付認定用）」 ・出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日を含む月の初日から、出産日の8週間後の翌日を含む月の末日まで
就学※	学校や職業訓練校に通っている	最長、 就学前まで	●「⑤就学に関する調書」 ●「在学証明書」と「授業カリキュラムの時間割が分かる書類」の2点
介護・看護	病人や障がい者、要介護者の介護・看護をしている	最長、 就学前まで	●「⑥介護・看護に関する調書」 ●病人の診断書または被介護者の介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し ・病状、介護・看護が必要な期間や要介護の状態が分かるもの
疾病・障がい	保護者に自身に病気、障害がある	最長、 就学前まで	●「⑦疾病・障がいに関する調書」 ●「⑧診断書」、または「障害者手帳」等の写し ・⑧は証明日が令和7年8月1日以降のもの。⑧と同内容を記載した病院発行の別書式でも可
災害復旧	災害復旧のため保育が困難な場合	最長、 就学前まで	り災証明
その他	DV・虐待等により、市が保育の必要性を認める場合	最長、 就学前まで	保育課へご相談ください

※学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合

※職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う 職業訓練若しくは第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に 規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合

【ひとり親世帯（父子・母子）の方、それに準ずる方】

下記のいずれかの必要書類が揃っていない場合は、ひとり親世帯（準ずる世帯）として認定できません。

公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合（離婚・死別・未婚）	●「㊦ひとり親世帯に関する申立書」 ●戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等の1点
離婚調停中（婚姻費用分担調停は除く）、協議離婚予定の場合	●「㊦ひとり親世帯に関する申立書」 ●離婚調停中であるとわかる書類、弁護士発行の書類、公正証書等の1点
配偶者が行方不明・生死不明	●「㊦ひとり親世帯に関する申立書」 ●警察署長発行の行方不明者届受理証明書等の1点

4 施設等利用給付認定通知書の送付

申請書類一式を受け付けた日から原則として30日以内に、その結果を保護者宛に通知します。

4月入園の方は、入園までに通知します。

5 利用料の無償化の方法

（1）市内の新制度移行幼稚園及び認定こども園の預かり保育の利用料（現物給付）

預かり保育の利用料のうち、無償化対象額分の利用料のお支払いが不要になります。

無償化対象額を超えた分の利用料を施設に直接お支払いください。市への手続は不要です。

※茅ヶ崎松若こども園・松林こころえんは、（2）償還払いとなります。

（2）市外の新制度移行幼稚園及び認定こども園、私学助成幼稚園の預かり保育の利用料、認可外保育施設等の利用料（償還払い）

保育料（利用料）の全額を施設へお支払いください。後日、保護者から保育課に無償化対象額分の利用料の請求をしていただきます。

施設等利用給付認定通知書の送付時に、手続き方法や必要書類等について詳しくお知らせします。

6 注意事項

（1）本認定を受けると、全てのサービスが無償となる訳ではなく、無償化の対象とならない施設やサービスを利用した場合は、利用料を無償化とすることはできません。

施設やサービスが無償化の対象になっているかは、施設または施設が所在する市区町村に確認してください。

（2）本認定を受けていても、就労時間等が月64時間を下回るなど、保育の必要性が認められない月は無償化の対象となりません。

（3）保育を必要とする事由に変更があり、認定の内容に変更がある場合は、速やかに保育課に届け出をしてください。

7 子育てのための施設等利用給付認定がある児童の利用料（保育料）無償化

≪ 4月1日時点での児童の年齢が0歳から2歳までの場合 ≫

市民税	施設の種類		保育の必要性の認定	利用料（保育料）
課税世帯	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の満3歳児クラス	教育時間	不要	私学助成幼稚園は月額2.57万円まで無償 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は無料
		預かり保育		無償化の対象外（3歳児クラスから対象）
非課税世帯	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の満3歳児クラス	教育時間	不要	私学助成幼稚園は月額2.57万円まで無償 新制度移行幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は無料
		預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.63万円」のうち一番小さい額が無償
	認可外保育施設等（一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業含む）		必要	利用料が月額4.2万円まで無償

≪ 4月1日時点での児童の年齢が3歳から5歳までの場合 ≫

利用する施設の種類			保育の必要性の認定	利用料（保育料）
幼稚園	新制度移行幼稚園	預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と、「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償
		教育時間	不要	月額2.57万円まで無償
	私学助成幼稚園	預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償
認定こども園	幼稚園部分	預かり保育	必要	「月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額」と、「月内の預かり保育の利用料」と「月額1.13万円」のうち一番小さい額が無償
認可外保育施設等（一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業含む）			必要	月額3.7万円まで無償 無償化対象の施設やサービスの詳細については市ホームページを確認してください

市内無償化の対象施設一覧



認定に必要な申請書類



利用料の請求書類



問合せ先

茅ヶ崎市こども育成部保育課認定給付担当

TEL 0467-81-7172(直通)